

鳥取県告示第719号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年10月23日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
郡家鹿野気高線	変更前	鳥取市鹿野町末用字桃山1071-8地先から 同字1064-5地先まで	6.0~20.3	81.0
		鳥取市鹿野町末用字桃山1071-4地先から 同市鹿野町末用字小笹1107地先まで	5.2~32.2	252.0
	変更後	鳥取市鹿野町末用字桃山1071-8地先から 同字1064-5地先まで	6.0~20.3	81.0